

始良中央地区合併協議会

第4回会議



国分シビックセンター全景



国分市夏まつり 7/19~20

平成15年7月10日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第4回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年7月10日（木）午後1時30から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

協議第3号 合併協定項目について

5 次回の協議事項について（提案説明）

- (1) 協議第4号 合併の方式について（協定項目1）
- (2) 協議第5号 合併の期日について（協定項目2）

6 その他（次回開催日程の連絡など）

7 閉 会

<配布資料>

- ・ 第4回会議資料

<次回の協議会の開催日程>

第5回協議会は、7月24日（木）午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）

期 日	内 容	備 考
6月26日	第3回協議会・行政視察（国分市、霧島町、牧園町、横川町）	
7月 1日	まちづくりフォーラム第2回会議	計画班
	住民アンケート調査用紙回収	計画班
	事務事業一元化洗出し作業各市町入力説明（7/1～2）	調整班
7月 3日	第4回幹事会	
7月 4日	首長ヒアリング（溝辺町、隼人町、福山町、国分市）	計画班
7月 7日	首長ヒアリング（霧島町、牧園町、横川町）	計画班
7月10日	第4回協議会	
7月11日	専門部会長・副部会長合同会議	調整班
7月16日	まちづくりフォーラム第2回会議	計画班
7月17日	第5回幹事会	
7月22日	第3回プロジェクト・ワーキング合同会議	計画班
7月24日	第5回協議会	

※ 網掛け部分は、予定です。

合併の方式について(協定項目1)

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成15年7月24日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項		関係項目
1 合併の方式		
調整の内容		
国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		
項目	新設合併	編入合併
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
名称	新たに制定する。	編入する市町村名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。
事務所の位置	合併関係市町村のすべての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置とする。
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長が合併の日の前日にその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべての合併の日の前日にその身分を失う。
議員の身分	原則	編入する市町村の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議員は合併の日の前日に失職する。(著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかによることができる。 ①増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) ②編入される市町村の議会の議員で新市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ存在する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。
農業委員の身分	原則	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員は合併の日の前日に失職する。
	特例	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、新市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
特別職の身分の取扱い	市町村の法人格の消滅により合併の日の前日にその身分を失う。 ※行政委員会の委員のうち下記については、新市長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 ○教育委員会 ○選挙管理委員会 ○固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべて合併の日の前日にその身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。

「合併の方式」に関する他地区の状況

県外先進事例(平成11年から平成15年4月1日までに合併したもの)

[新設合併したもの]

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
東京都	西東京市	新設	H13. 1. 21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町

[編入合併したもの]

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13. 11. 15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14. 11. 1	つくば市、荃崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村

県内先進事例(6月30日現在)

[新設合併を決定したもの]

法定協議会名	形式	決定年月日	構成市町村名
川西薩地区法定合併協議会	新設	H15. 3. 28	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村
日置合併協議会	新設	H15. 4. 16	市来町、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町及び金峰町
指宿地区4市町合併協議会	新設	H15. 3. 24	指宿市、開聞町、山川町及び頼娃町
薩摩東部地区合併協議会	新設	H15. 6. 11	宮之城町、鶴田町及び薩摩町
始良西部合併協議会	新設	H15. 5. 20	始良町、蒲生町及び加治木町
肝属東部合併協議会	新設	H15. 5. 14	東串良町、高山町、串良町及び内之浦町

[編入合併を決定したもの]

法定協議会名	形式	決定年月日	構成市町村名
鹿児島地区合併協議会	編入	H15. 1. 31	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町

合併の期日について(協定項目2)

合併の期日（方針案）について、次のとおり協議を求める。

合併の期日は、平成17年(西暦2005年)2月を目標とし、当協議会の協議の進捗や、合併に向けた態勢整備の状況及び国の制度、手続の改正の状況などを見ながら、日にちも含め、別途定めるものとする。

なお、始良中央地区合併準備協議会でも、全体スケジュールの中で、平成17年2月を確認している。

平成15年7月24日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

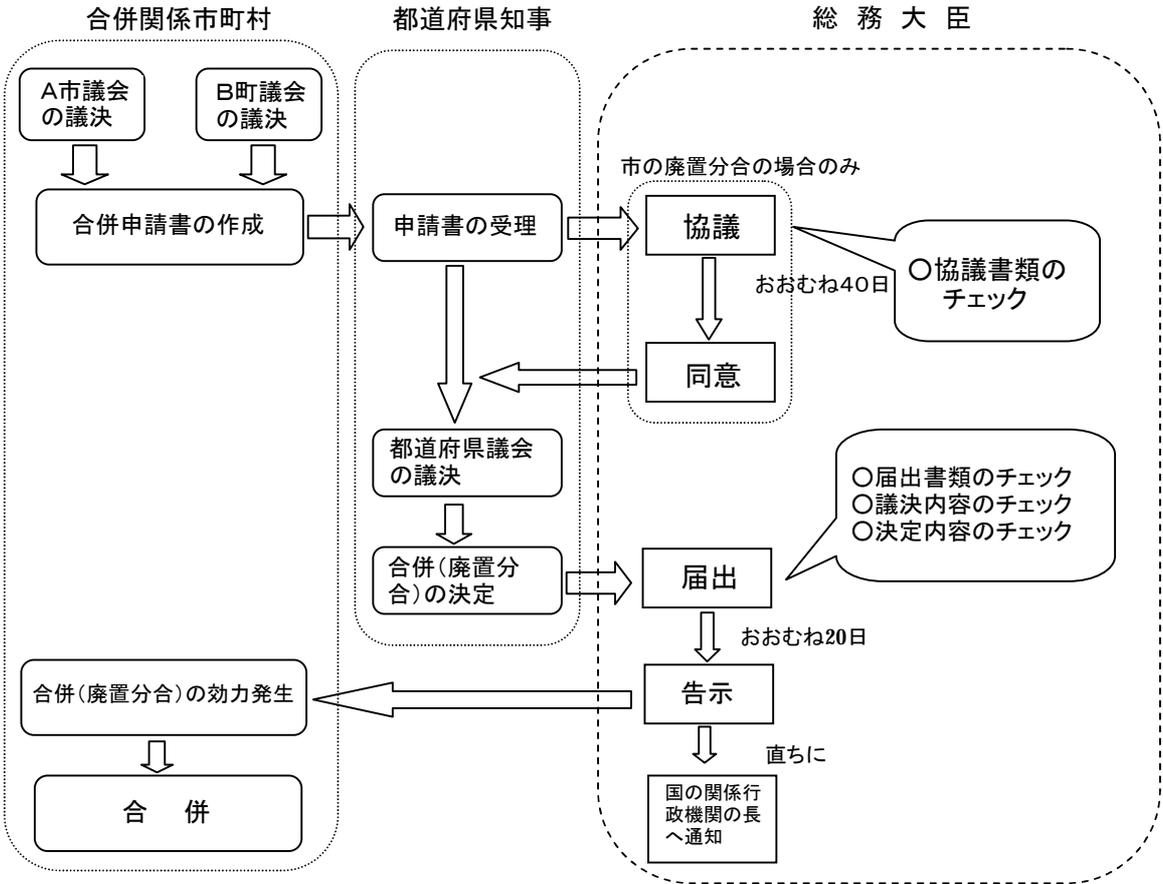
始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 合併の期日	関係項目
調整の内容	合併の期日は平成17年(西暦2005年)2月を目標とし、当協議会の協議の進捗や、合併に向けた態勢整備の状況及び国の制度、手続の改正の状況などを見ながら、日にも含め、別途定めるものとする。 なお、始良中央地区合併準備協議会でも、全体スケジュールの中で、平成17年2月を確認している。	

留意事項	及び	基本的	な	考	え	方
I	合併期日設定の留意点					
	1 市町村が合併するためには、以下の手続等が必要であり、この点を十分に留意する必要がある。(資料1)					
	(1) 合併関係市町村での議決					
	(2) 都道府県知事への合併申請					
	(3) 都道府県知事から総務大臣への協議					
	(4) 都道府県議会での議決					
	(5) 知事の合併決定					
	(6) 総務大臣への届出(都道府県知事)					
	(7) 総務大臣が官報に告示					
	2 合併特例法の支援措置を受ける形での合併をするためには、平成17年3月31日までに合併する必要がある。					
	3 合併の期日については、以上の手続・制度的な留意点に加えて、以下の事項についても十分留意する必要がある。					
	(1) 住民との意見交換及び合意形成に要する時間					
	(2) 合併期日が住民生活に及ぼす影響					
	(3) 合併時に予定される事務事業または公的行事との関係					
	(4) 協議会の協議の進捗状況					
	(5) 首長・議会議員の任期(資料2)					
	(6) 合併時の事務処理・引継ぎの利便性等					
	(7) 地方制度調査会の報告を受けての現行法の改正動向					
II	合併期日設定の基本的な考え方					
	(1) 合併協議の進捗及び合併に向けた態勢整備、国の制度等の改正を勘案し、合併期日は合併特例法期限日までの間で設定する。					
	(2) 合併期日の設定によって生じる様々のメリット、デメリットを勘案しながら、具体的な期日を検討する。					
	(3) 円滑な行政サービスを行うための電算システムの移行稼働、職員の配置換え、移転等の準備作業を考慮し、合併期日を休日 の翌日となるよう検討する。					

合併協定書調印後の合併の手続の概要



各市町首長・議員任期

首長	平成15年度												平成16年度												平成17年度												平成18年度												平成19年度																																																																																																																																															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																				
国分市(1期)	任																																																期																																																↑																																																H18.10.8																																															
溝辺町(1期)	↑																																																H18.6.19																																																																																																																																															
横川町(1期)	↑																																																H17.4.14																																																																																																																																															
牧園町(2期)	↑																																																H16.2.20																																																																																																																																															
霧島町(3期)	↑																																																H19.4.30																																																																																																																																															
隼人町(2期)	↑																																																H17.9.3																																																																																																																																															
福山町(2期)	↑																																																H18.12.16																																																																																																																																															
議会	議																																																↑																																																H18.5.27まで																																																																																															
溝辺町	↑																																																H19.4.30																																																																																																																																															
横川町	↑																																																H19.4.30																																																																																																																																															
牧園町	↑																																																H19.4.30																																																																																																																																															
議員	期																																																↑																																																H19.4.30																																																																																															
霧島町	↑																																																H19.4.29																																																																																																																																															
隼人町	↑																																																H19.4.29																																																																																																																																															
福山町	↑																																																H19.4.29																																																																																																																																															

始良中央地区合併協議会の合併までの主な流れ

平成15年4月	始良中央地区合併協議会設置
平成15年5月	新市まちづくり計画の策定協議 合併協定項目の協議
平成16年7月	
平成16年8月	合併協定書の調印
平成16年9月	各市町議会議決
平成16年10月	県知事へ申請 総務大臣協議 (おおむね40日) 県議会の議決・県知事の決定
平成17年1月	総務大臣へ届出・総務大臣告示 (おおむね20日)
平成17年1月	
平成17年2月	合併施行
平成17年3月	

県内その他の協議会における合併期日等

平成15年7月1日現在

協議会名	法定協設置日	構成市町村	人口	合併方式	合併の期日	協議	協議時期
鹿児島地区合併協議会	平成15年1月24日	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町(1市5町)	603,679	編入	平成16年11月1日	済	第2回協議会(H15.2.14) 第9号議案
川西薩地区法定合併協議会	平成14年12月25日	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、鹿島村(2市4町3村)	128,990	新設	平成16年10月12日	済	第4回協議会(H15.3.28) 第12号議案
指宿地区4市町村合併協議会	平成15年1月30日	指宿市、山川町、颯娃町、開聞町(1市3町)	62,409	新設	平成17年1月1日	済	第3回協議会(H15.3.24) 第4号議案
日置合併協議会	平成15年1月21日	市来町、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町、金峰町(6町)	68,652	新設	平成16年10月	済	第4回協議会(H15.4.16) 第8号議案
薩摩東部地区合併協議会	平成15年4月9日	宮之城町、鶴田町、薩摩町(3町)	26,880	新設	平成17年1月11日	済	第3回協議会(H15.6.11) 第5号議案
始良西部合併協議会	平成15年4月1日	加治木町、始良町、蒲生町(3町)	74,449	新設	継続協議中		第2回協議会(H15.5.20) 第2号議案
吉松町・栗野町合併協議会	平成15年4月1日	栗野町、吉松町(2町)	13,047				
曾於北部合併協議会	平成15年4月11日	大隅町、財部町、末吉町(3町)	44,109				
曾於南部合併協議会	平成15年4月1日	松山町、志布志町、有明町、大崎町(4町)	51,252				
肝属東部合併協議会	平成15年4月1日	串良町、東串良町、内之浦町、高山町(4町)	40,342	新設	平成17年1月1日	済	第2回協議会(H15.5.14) 第4号議案
屋久島地区合併協議会	平成15年4月1日	上屋久町、屋久町(2町)	13,914				
始良中央地区合併協議会	平成15年4月1日	国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町(1市6町)	128,451				

先進事例における法的手続きの状況(合併期日関係)

合併市町名・方式・人口	篠山市 (新設) 46,420	西東京市 (新設) 183,636	潮来市 (編入) 31,886	さいたま市 (新設) 1,046,395	大船渡市 (編入) 44,356	静岡市 (新設) 701,769	宗像市 (新設) 93,233
項目							
合併協定書調印	H10.4.27	H12.8.10	H12.7.13	H12.9.5	H13.8.31	H14.4.2	H14.5.30
市町村議会議決	H10.4.28	H12.8.11	H12.7.19	H12.9.25	H13.9.6	H14.4.18	H14.6.26
合併申請書提出	H10.7.6	H12.8.16	H12.7.31	H12.10.10	H13.9.7	H14.4.19	H14.7.3
総務大臣協議	—	H12.8.18	—	H12.10.12	—	H14.4.26	H14.5.17
総務大臣回答	—	H12.9.14	—	H12.11.1	—	H14.5.29	H14.6.10
県議会議決	H10.9.24	H12.10.4	H12.9.22	H12.12.22	H13.9.19	H14.7.11	H14.10.11
総務大臣官報告示	H11.1.13	H12.11.17	H12.12.11	H13.1.25	H13.10.16	H14.9.9	H14.12.4
合併の期日	H11.4.1(木)	H13.1.21(日)	H13.4.1(日)	H13.5.1(火)	H13.11.15(木)	H15.4.1(火)	H15.4.1(火)

先進事例における手続きに要した日数

合併市町	篠山市 (新設)	西東京市 (新設)	潮来市 (編入)	さいたま市 (新設)	大船渡市 (編入)	静岡市 (新設)	宗像市 (新設)
項目							
合併協定調印→合併の期日	11ヶ月	5ヶ月	9ヶ月	8ヶ月	3ヶ月	12ヶ月	10ヶ月
合併申請→合併の期日	9ヶ月	5ヶ月	8ヶ月	7ヶ月	2ヶ月	11ヶ月	9ヶ月
合併申請→県議会議決	3ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
合併申請→官報告示	6ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	4ヶ月	1ヶ月	5ヶ月	5ヶ月
県議会議決→合併の期日	6ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	4ヶ月	2ヶ月	9ヶ月	6ヶ月
県議会議決→官報告示	4ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	2ヶ月
官報告示→合併の期日	3ヶ月	2ヶ月	4ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	7ヶ月	4ヶ月
投票日	H11.4.25	H13.2.18		H13.5.27		H15.4.13	H15.4.27
合併期日→投票日	25日	29日		27日		13日	27日